

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：平成30年9月19日（平成30年（行情）諮詢第402号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行情）答申第366号）

事件名：「学習障害者の定義 判定手続きが記載されている文書」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「学習障害者の定義 判定手続きが記載されている文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が、平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第8号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 謝問庁の説明の要旨

諮詢庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年4月25日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年6月26日付け（同月27日受付）で審査請求を提起したものである。

2 謝問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「学習障害者の定義 判定手続きが記載されている文書」の開示を求めるものである。

発達障害の定義については、発達障害者支援法（以下「支援法」という。）2条1項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされている。

一方で、判定手続きは医師が医学的な観点より行っており、厚生労働省では作成、保持はしておらず、定義及び判定手続きを記載している文書については、厚生労働省では作成、保持はしていない。以上の点から、これを保有していないことから不開示とした原処分は、妥当であると考える。

（2）請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取り消しを求めていたが、これに対する諮問庁の説明は上記（1）のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月19日 濟問の受理
- ② 同日 濟問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 濟議
- ④ 同月20日 濟議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「学習障害者の定義 判定手続きが記載されている文書」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- （1）諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

発達障害の定義については、支援法2条1項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされており、学習

障害は、発達障害の一つとして位置付けられている。学習障害者は、支援法上の発達障害者に包含されていると解され、同条2項において発達障害者の定義が定められていることから、学習障害者の定義が記載されている文書は、厚生労働省において作成又は取得しておらず、保有していない。

また、学習障害も含め、発達障害の判定手続は医師が医学的な観点から行っていることから、学習障害者の判定手續が記載されている文書についても、厚生労働省では作成又は取得しておらず、保有していない。

以上のとおり、「学習障害者の定義 判定手続きが記載されている文書」については、厚生労働省において作成又は取得はしておらず、これを保有していないとして不開示とした原処分は、妥当であると考える。

(2) 厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮詢庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮詢庁の説明は是認せざるを得ない。

3 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 菅葉裕子、委員 渡井理佳子